

議案第83号

つくば市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和3年6月3日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

つくば市固定資産評価審査委員会条例（昭和62年つくば市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項を削り、同条中第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第8条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改め、同項第1号中「住所」の次に「及び氏名」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

審査申出人等が固定資産評価審査委員会に提出する文書の押印を不要とするため、この条例案を提出するものである。

## つくば市固定資産評価審査委員会条例（昭和62年つくば市条例第28号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条—第3条（略） （審査の申出）</p> <p>第4条（略） 2・3（略）</p> <p><u>4・5</u>（略）</p> <p>第5条—第7条（略） （口頭審理）</p> <p>第8条（略） 2—4（略）</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 _____。</p> <p>(1) 提出者の住所及び氏名</p> <p>(2)・(3)（略）</p> <p>6（略）</p> <p>第9条（以下略）</p>	<p>第1条—第3条（略） （審査の申出）</p> <p>第4条（略） 2・3（略）</p> <p><u>4 審査申出書には、審査申出人（審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人）が押印しなければならない。</u></p> <p><u>5・6</u>（略）</p> <p>第5条—第7条（略） （口頭審理）</p> <p>第8条（略） 2—4（略）</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。</p> <p>(1) 提出者の住所</p> <p>(2)・(3)（略）</p> <p>6（略）</p> <p>第9条（以下略）</p>